



各 位

会 社 名 株式会社 **アールシーコア**
代表者名 代表取締役社長 二木 浩三
(証券コード 7837)
問合せ先 経営管理部責任者 酒井 歩
電話番号 03-3463-3331

株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式の分割を行うとともに、単元株制度の採用に関する定款の一部変更を平成 24 年 6 月 28 日開催予定の第 27 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に則り、当社株式の売買単位を 100 株とするため、株式を分割するとともに単元株制度を採用します。なお、本株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。

2. 株式の分割

(1) 分割の方法

平成 24 年 9 月 30 日（日）（当日は休日につき実質的には平成 24 年 9 月 28 日（金））を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

平成 24 年 9 月 30 日（日）最終の発行済株式数に 99 を乗じた株式数とします。平成 24 年 5 月 15 日（火）現在の発行済株式総数を基準に計算すると次のとおりとなります。

① 株式の分割前の発行済株式総数	41,310 株
② 株式の分割により増加する株式数	4,089,690 株
③ 株式の分割後の発行済株式総数	4,131,000 株
④ 株式の分割後の発行可能株式総数	12,000,000 株

(3) 分割の日程

① 基準日公告日	平成 24 年 9 月 14 日（金）
② 分割の基準日	平成 24 年 9 月 30 日（日）※実質的には平成 24 年 9 月 28 日（金）
③ 分割の効力発生日	平成 24 年 10 月 1 日（月）

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

「2. 株式の分割」の効力発生日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 24 年 10 月 1 日（月）

(参考) 平成 24 年 9 月 26 日をもって、証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

「2. 株式の分割」及び「3. 単元株制度の採用」に伴い、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づき、平成24年10月1日(月)をもって当社定款の一部を変更いたします。

(2) 変更の内容

- ①発行可能株式数を現行の120,000株から12,000,000株に変更するものであります。
- ②単元株制度に関する定めを新設するものであります。
- ③単元株制度の採用に伴い、議決権を有しない単元未満株主に関する定めを新設するものであります。
- ④以上のほか所要の変更を行い、また、効力発生日を定めるため、附則第1条を新設するものであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>120,000株</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第7条～第44条</p> <p style="text-align: center;">(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>12,000,000株</u>とする。</p> <p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第8条 当社の単元未満株主は、<u>以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> <u>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第9条～第46条</p> <p style="text-align: center;">(現行通り)</p> <p>附 則 <u>第1条 第6条の変更並びに第7条及び第8条の新設の効力の発生日は、平成24年10月1日からとする。</u> <u>2 本附則は前項の効力発生日をもって削除するものとする。</u></p>

以 上